

---

# 第 1 章 総 則

---

- 第 1 節 計画の目的等
- 第 2 節 防災関係機関・住民の責務等
- 第 3 節 鹿沼市域の概況
- 第 4 節 被害想定等
- 第 5 節 防災ビジョン

本章は、この計画の目的、対策の基本方針と役割分担、地域の特性等、計画の前提を示すものである。

## 第1節 計画の目的等

### 第1 計画の目的

資料編	(資料)-1 鹿沼市防災会議条例
-----	------------------

鹿沼市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法第42条及び鹿沼市防災会議条例第2条の規定に基づき、鹿沼市防災会議が作成する計画であって、市、県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、鹿沼市域における災害に対して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2 計画の構成

この計画（震災編・風水害等編）は、「総則」、「災害予防計画」、「地震応急対策計画」、「水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画」、「大規模火災・事故応急対策計画」、「災害復旧・復興対策計画」の6章で構成する。また、それぞれに関連する資料は地域防災計画（資料編）に掲載する。

なお、この計画の実効性を確保するため、鹿沼市はこの計画とは別に業務継続計画を作成し、必要に応じて業務継続計画の見直し及び点検・評価を行う。

### 第3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、栃木県地域防災計画、栃木県国土強靱化地域計画、鹿沼市国土強靱化地域計画及び各指定地方行政機関等が作成する防災業務計画に矛盾し、または抵触することのないよう定める。

### 第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の社会構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせて毎年検討を加え、修正の必要があると認めるときはこれを防災会議において行う。

したがって、市及び各防災関係機関は関係のある事項について検討し、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を防災会議事務局（鹿沼市秘書室危機管理課）に提出しなければならない。

## 第2節 防災関係機関・住民の責務等

### 第1 防災関係機関

資料編 (資料)-2 防災関係機関一覧表

#### 1 責務

機関の名称	責 務
鹿 沼 市	市域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。
栃 木 県	県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。
指定地方行政機関	指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県や市の防災活動が円滑に行われるよう適切な措置を行う。
指定公共機関、指定地方公共機関	業務の公共性、公益性に鑑み、主体的に防災活動を実施するとともに、県、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。
公共的団体、防災上重要な施設の管理者	災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を講じる。

#### 2 業務大綱

##### (1) 市

機関の名称	業務の大綱
鹿沼市 (消防本部含む)	<p>1) 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災に関する組織の整備・育成、知識の普及、教育及び訓練</li> <li>② 都市整備等、災害に強い地域づくりの推進</li> <li>③ 災害対策に必要な施設・設備の整備・点検、物資等の備蓄</li> <li>④ 関係機関等との応援体制の整備</li> <li>⑤ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</li> <li>⑥ 災害対策の支障となる状態等の改善</li> <li>⑦ 業務継続計画（災害編）の策定及びその管理</li> </ul> <p>2) 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害状況の早期把握のための情報収集・伝達及び通信手段確保</li> <li>② 活動体制の確立、関係機関等との連携</li> <li>③ 避難指示等及び避難者の誘導・収容</li> <li>④ 県外からの避難者受入れに係る県への協力に関すること</li> <li>⑤ 県外からの広域一時滞在の受入れに関すること</li> <li>⑥ 消火・水防活動、被災者の救助・救急及び医療措置</li> <li>⑦ 保健衛生、廃棄物処理</li> <li>⑧ 緊急輸送、緊急物資の調達・供給</li> <li>⑨ 応急教育、応急保育</li> <li>⑩ 市有施設、設備等の応急復旧</li> <li>⑪ 市民への広報、災害相談対応</li> <li>⑫ 義援物資・義援金の受入れ</li> <li>⑬ 農産物等の安全性の確認</li> </ul> <p>3) 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</li> <li>② 民生の安定化策、公共施設の早期復旧等</li> </ul>

機関の名称	業務の大綱
	③ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ④ 損害賠償の請求等及び請求等に係る支援 ⑤ 風評被害による影響等の軽減
鹿沼市消防団	① 防災知識の普及協力に関すること ② 警報等の収集・伝達に関すること ③ 消防・救助・水防活動に関すること ④ 避難誘導、警備等の協力に関すること

(2) 県

機関の名称	業務の大綱
栃 木 県	1) 災害予防対策 ① 防災に関する組織の整備・改善 ② 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ③ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ④ 災害危険箇所の災害防止対策 ⑤ 防災に関する施設・設備の整備、点検 ⑥ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ⑦ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ⑧ 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ⑨ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 ⑩ 自主防災組織等の育成支援 ⑪ ボランティア活動の環境整備 ⑫ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ⑬ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ⑭ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2) 災害応急対策 ① 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 ② 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ③ 専門家等の派遣要請 ④ 災害救助法の運用 ⑤ 消火・水防等の応急措置活動 ⑥ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ⑦ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ⑧ 緊急輸送体制の確保 ⑨ 緊急物資の調達・供給 ⑩ 災害を受けた児童、生徒の応急教育 ⑪ 施設、設備の応急復旧 ⑫ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 ⑬ 県民への広報活動 ⑭ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 ⑮ 県外避難者の受入れに対する総合調整 ⑯ 住民の避難・屋内退避・立入り制限 ⑰ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ⑱ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策及び災

機関の名称	業務の大綱
	害時保健医療福祉活動の実施 3) 災害復旧・復興対策 ① 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ② 民生の安定化策の実施 ③ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ④ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ⑤ 損害賠償の請求等に係る支援 ⑥ 風評被害による影響等の軽減 ⑦ 各種制限の解除 ⑧ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
関東管区警察局	① 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ③ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 に関すること ④ 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1) 災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金 の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の 払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に 要請を行う。 2) 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業および応急復旧事業 のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3) 国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一 時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務については、県又は市に対し、勧告し、指導し、 助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局 (栃木県拠点)	1) 災害予防 ① ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導 に関すること ② 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、堤防、土 砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施 設整備に関すること 2) 災害応急対策 ① 農業に関する被害状況のとりまとめ、報告に関すること ② 種もみ、その他営農資材の確保に関すること ③ 主要食糧の需給調整に関すること ④ 生鮮食料品等の供給に関すること ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること ⑥ 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること ⑦ 農産物等の安全性の確認に関すること 3) 災害復旧対策

機関の名称	業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事</li> <li>② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</li> <li>③ 風評被害対策に関する事</li> </ul>
関東森林管理局 (日光森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事</li> <li>② 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事</li> <li>③ 国有林林産物等の安全性の確認に関する事</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>② 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>③ 被災中小企業の振興に関する事</li> </ul>
関東東北保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電力、ガス、火薬類、鉱山等の保安の確保に関する事</li> <li>② 鉱山における危害や鉱害の防止に関する事</li> </ul>
関東運輸局 (栃木陸運支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運輸事業の災害予防に関する事</li> <li>② 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する事</li> <li>③ 運輸事業の復旧・復興に関する事</li> </ul>
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表する事</li> <li>② 気象、地象(地震にあっては、地震動きに限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努める事</li> <li>③ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努める事</li> <li>④ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行う事</li> <li>⑤ 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的支援・協力を行う事</li> <li>⑥ 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事</li> <li>⑦ 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める事</li> </ul>
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電波、有線電気通信の監理に関する事</li> <li>② 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事</li> <li>③ 災害時における非常通信の確保に関する事</li> <li>④ 非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関する事</li> <li>⑤ 非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>⑥ 災害対策用無線機、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事</li> <li>⑦ 電気通信事業者の被災・復旧状況を把握する事</li> <li>⑧ 放送局の被災・復旧状況を把握する事</li> </ul>
栃木労働局 (鹿沼労働基準監督署) (鹿沼公共職業安定所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 産業安全(鉱山関係を除く)に関する事</li> <li>② 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事</li> <li>③ 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事</li> </ul>
関東地方整備局 (宇都宮国道事務所)	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する事。</p> <p>1) 災害予防</p>

機関の名称	業務の大綱
	① 防災上必要な教育、訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 公共施設等の整備 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 官庁施設の災害予防措置 ⑥ 豪雪害の予防 2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ② 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 ③ 建設機械と技術者の現況の把握 ④ 災害時における復旧用資材の確保 ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 ⑥ 災害時のための応急資機材の備蓄 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑧ 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港事務所)	① 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること ② 遭難航空機の捜索、救助に関すること ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 ④ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(4) 自衛隊

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊 (第二大隊第五中隊)	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

(5) 指定公共機関

機関の名称	業務の大綱
日本郵便(株) (鹿沼郵便局)	1) 郵便事業の業務遂行及びこれらの施設等の保全 2) 災害特別事務取扱い ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
日本赤十字社 栃木県支部	① 医療救護に関すること ② こころのケアに関すること ③ 救護物資の備蓄及び配分に関すること

機関の名称	業務の大綱
	④ 血液製剤の供給に関すること ⑤ 義援金の受付及び配分に関すること ⑥ その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 宇都宮放送局	1)情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2)報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3)受信対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4)放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 5)災害発生時における被災者に係る受信料の免除
東日本高速道路(株) 関東支社(宇都宮管理事務所)	① 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること ② 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社(鹿沼駅)	1)災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2)災害により路線が不通となった場合 ① 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと ② 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3)路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4)死傷者の救護及び処理を行うこと 5)事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6)停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
N T T 東日本(株) 栃木支店	① 平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること ③ 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町村、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
日本通運(株) 宇都宮支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株)	① 原子力施設の防災管理に関すること ② 従業員等に対する教育、訓練に関すること ③ 関係機関に対する情報の提供に関すること ④ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること ⑤ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること ⑥ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること ⑦ 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること

機関の名称	業務の大綱
	⑧ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事
K D D I (株) 小山テクニカルセンター	① 国際通信施設の運用と保全に関する事 ② 災害時における国際通信のそ通の確保に関する事
(株) N T T ドコモ CS 栃木支店	① 移動通信施設の運用と保全に関する事 ② 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事
独立行政法人 水資源機構	災害発生時における人員、主要防災備品及び主要備蓄機材の提供及び貸与に関する事

(6) 指定地方公共機関

機関の名称	業務の大綱
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	① 鉄道施設等の安全・保全に関する事 ② 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事
土地改良事業団体連合会 (土地改良区)	水門、水路の操作に関する事
(株) エナジー宇宙 (鹿沼事業所) (社) 栃木県エルピーガス協会	① ガス施設の安全・保全に関する事 ② 災害時におけるガスの供給に関する事
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1) 県民に対する防災知識の普及に関する事 2) 情報の収集に関する事 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3) 報道に関する事 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4) 受信対策に関する事 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5) 放送通信施設の保守に関する事 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
栃木県道路公社	① 有料道路の保全及び復旧に関する事 ② 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事
(社) 栃木県トラック協会 (社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送協力に関する事
(一社) 栃木県医師会 (公社) 栃木県看護協会	災害時における医療救護活動に関する事

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	業務の大綱
上都賀農業協同組合 鹿沼市森林組合 粟野森林組合	① 市が行う農林業関係の被害調査、応急対策への協力に関する事 ② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 ③ 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 ④ 共同利用施設の災害応急対策および復旧に関する事 ⑤ 飼料、肥料等の確保対策に関する事 ⑥ 農林水産物等の出荷制限等への協力

機関の名称	業務の大綱
鹿沼商工会議所 栗野商工会 鹿沼木工団地協同組合	① 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 ② 災害時における物価安定についての協力に関する事 ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ② 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 ③ 被ばく医療への協力に関する事 ④ 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事
社会福祉施設経営者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ② 災害時における入所者の安全確保に関する事 ③ 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事 ④ 福祉避難所としての施設の提供に関する事
危険物施設等の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事
鹿沼ケーブルテレビ(株)	災害情報の伝達の協力に関する事
上都賀郡市 南部地区医師会	① 医療救護及び助産活動に関する事 ② 遺体検案の協力に関する事
一般社団法人 鹿沼歯科医師会	① 歯科医療救護活動に関する事 ② 身元確認の協力に関する事
一般社団法人 鹿沼薬剤師会	① 薬剤師による医療救護活動に関する事 ② 調剤及び服薬指導、医薬品の管理に関する事
鹿沼市社会福祉協議会	① 所管の社会福祉施設の被害調査に関する事 ② ボランティアセンターの開設・運営に関する事 ③ 生活福祉資金貸付けの受付に関する事 ④ 要配慮者の避難支援個別プランの作成協力に関する事 ⑤ 要配慮者の救助・救援の協力に関する事
鹿沼市国際交流協会	① 外国人の支援プランの作成協力に関する事 ② 外国人の救助・救援の協力に関する事
栃木県建設業協会 (鹿沼支部)	公共土木施設の応急・復旧対策、被災者の救助・救援対策の協力に関する事
上都賀獣医師会	① 獣医師との連絡調整に関する事 ② 避難者のペット対策の協力に関する事
公益社団法人日本水道 協会 栃木県支部	① 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣に関する事 ② 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供に関する事 ③ 施設の応急復旧に必要な資器材の提供に関する事 ④ 作業に必要な車両、機械等の提供に関する事 ⑤ 指定給水装置工事事業者の斡旋に関する事
自治 自主防災会	① 自主防災資機材の整備、点検に関する事 ② 防災知識の普及、防災訓練に関する事 ③ 要配慮者の把握、避難支援個別プランの作成協力に関する事 ④ 地区の孤立化対策に関する事 ⑤ 警報等の収集、地区内の伝達に関する事 ⑥ 要配慮者、被災者の救助・救援対策の協力に関する事 ⑦ 避難所の自主運営に関する事 ⑧ 災害廃棄物の分別、集積所管理の協力に関する事
防 災 士	① 平常時の防災意識の啓発、地域における避難訓練の実施に関する事 ② 災害時の市民の避難誘導、避難所運営、その他市が実施する応急対策についての協力に関する事
民生委員児童委員協議会 女性防火クラブ コミュニティ推進協議会 福祉活動推進協議会	① 防災知識の普及、防災訓練への協力に関する事 ② 要配慮者の把握、避難支援個別プランの作成等の協力に関する事
鹿沼市管工事業協同組合	災害時における水道の応急給水、応急復旧の応急活動に関する事

機関の名称	業務の大綱
災害廃棄物等処理に関する協定締結事業者	災害廃棄物の収集運搬、処理への協力に関すること

## 第2 住民・事業者

		責 務
住	民	① 防災・減災の知識習得 ② 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 ③ 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 ④ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 ⑤ 警報等の収集、家族・近所への伝達 ⑥ 家族・近所の要配慮者等の避難支援 ⑦ 災害廃棄物の分別 ⑧ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること
事	業 者	① 従業員の防災教育、訓練 ② 事業継続計画（BCP）の作成・更新 ③ 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 ④ 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 ⑤ 自衛消防活動・訓練 ⑥ 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 ⑦ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 ⑧ 要配慮者等の避難支援 ⑨ 災害廃棄物の分別 ⑩ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること

## 第3節 鹿沼市域の概況

### 第1 自然条件

資料編 | 巻末図1 地形分類図

#### 1 地形

鹿沼市は、関東地方の北部に位置し、西部の山地を源として、大芦川、荒井川、粟野川、思川、永野川が北西から南東に流下し、日光市からは行川が南流している。地形は、山地及びこれらの河川により形成された段丘や、はん濫平野・谷底平野が大部分を占めている。

鹿沼市域の地形分類

主な地形区分	特徴
山地	本市の西部の大部分を占める。足尾山地と呼ばれ、北西にいくほど標高が増し、旧足尾町との市界には1,300m前後の山が連なる急峻な山地である。南東側では標高300m前後の低山地に移行する。この地域の緩斜面には関東ローム層が堆積する。
丘陵地	鹿沼丘陵とよばれる、黒川西側に細長く分布するものと、台地間に突出する孤立丘群がある。鹿沼丘陵は標高約150m～250mで、北から南に向かって高度を減じる。ゴルフ場、住宅団地等が開発され、山地同様、緩斜面には関東ローム層が堆積する。
山麓堆積地形	山地及び丘陵地の山麓には、斜面崩壊による土砂が堆積した崖錐や麓屑面が分布する。特に、大芦川上流部の滝ヶ原、八岡、落合付近に集中する。
台地	鹿沼台地とよばれ、高さにより三段に分けられ、それぞれの面にのる関東ローム層は、栃木県下のローム層の基準となる。
上位(宝積寺)面	段丘礫層の上に、宝積寺・宝木・田原ローム層が堆積し、市内で最も高い段丘面である。市域北東の古賀志町付近(標高200m)より市域南東の鹿沼工業団地付近から藤江町付近(標高約100m程度)にかけて扇状に広く分布する。
中位(宝木)面	段丘礫層の上に、宝木ローム・田原ロームが堆積し、上位面を開折する扇状地である。市内では、市域中北東の仁神堂町付近(標高約160m)から壬生町との境界付近の新屋敷(標高約100m程度)にかけて分布する。
下位(田原)面	段丘礫層の上に、田原ロームがのり、最も広い地形面は、市中心市街地付近(標高150m)から楡木町付近(標高約100m)にかけて黒川沿いに分布する。大芦川・荒井川・南摩川、思川、永野川沿いにも比較的狭小に分布する。
凹地・浅い谷	上位面及び中位面の表面に、細流の働きでできた浅い谷である。段丘面との比高差は数メートルで、シルト等の比較的軟弱な地質からなる。
低地	黒川、大芦川、荒井川、南摩川、粟野川、思川、永野川の各河川沿いに狭小に分布し、谷底平野が大半を占める。黒川下流の壬生町境界付近に僅かに自然堤防が分布する。また、下位面上には、昔の流路跡である旧河道が細長く網の目のように分布し、段丘面より1m程度低い。しかし、現在は、旧河道も周辺と同レベルまで埋土して利用されている。
人工改変地	山地を盛土、切土により土地改変し、主としてゴルフ場に利用されている。

## 2 地質

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成している。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入している。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積している。これらは、いずれも造山運動の影響を受け複雑な構造を呈している。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積している。

本市は足尾帯の東方に位置し、山地を構成する中・古生界、丘陵を構成する新第三系、台地・低地を構成する洪積統及び沖積統が分布している。

鹿沼市域の地質区分

主な地質区分		特 徴
中・古生界		市の中部から北西部にかけて広く発達する山地を構成する。主に粘板岩・砂岩・チャート及びそれらの互層から成り、玄武岩質溶岩及び火砕岩等の火山性堆積物や石灰岩を挟む。これらの地層は古生代ペルム紀から一部石炭紀とされてきたが、最近の微化石の研究で、その中にコノドントの化石が含まれることから、中生代三畳紀に対比される。
新第三系		本市の第三系は丘陵地を構成するもので、凝灰質砂岩、礫岩等の堆積岩類を主体としている。
第四系 更新統	高位段丘堆積物及び宝積寺ローム層	高位段丘堆積物は砂礫層で、層厚は不明である。 これを覆う宝積寺ローム層の下部は粘土化の進んだ火山灰から成り、真岡軽石層を挟む。また、上部には満美穴スコリア層を挟む。層厚約15mで、本ローム層の年代を決定できる資料は見当たらない。
	中位段丘堆積物及び宝木ローム層	中位段丘堆積物は、宇都宮市徳次郎から南の小山に連続する宝木段丘に対比される。堆積物は砂礫層で、層厚は不明である。 これを覆う宝木ローム層は、中位に鹿沼軽石を挟むほか、下部には軽石の散在帯が4層準見られる。鹿沼軽石は「鹿沼土」として園芸用に利用されており、赤城火山から噴出した黄色軽石層で、本市の南方に接する壬生町では、層厚1.8mに達する。田原ローム層とは、暗色帯で境され、層厚は約4mである。
	下位段丘堆積物及び田原ローム層	下位段丘堆積物は砂礫層から構成され、層厚は不明である。宇都宮丘陵の東に分布する田原段丘に対比される。 これを覆う田原ローム層は、七本桜軽石層・今市軽石層及び火山灰層の3層から成る。七本桜・今市軽石層は男体火山末期の噴出物で、宇都宮以北に分布する。本ローム層の層厚は約1.5mである。
第四系完新統		現在の河川沿いの低地に分布する未固結の堆積物である。地形区分と構成堆積物は比較的良好に対応できる。

## 3 活断層

「[新編]日本の活断層 分布図と資料 活断層研究会編(1991年発行)」によると、鹿沼市周辺では市の北西に活断層がいくつか認められている。そのうち、内ノ籠断層は旧足尾町の東方の山中で、屈曲谷・鞍部などによって明瞭なリニアメント(線状模様)が認められている。

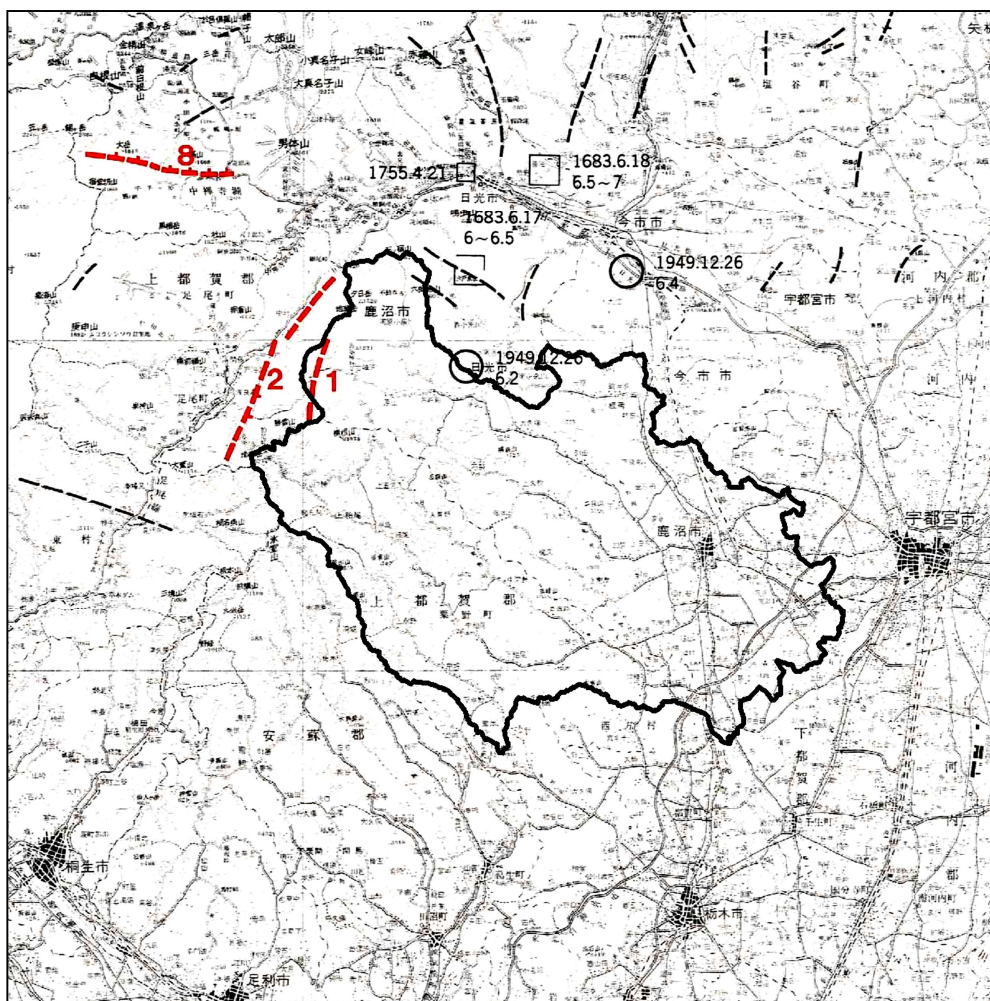
活断層の長さは、発生する地震の規模と関係があるといわれ、松田の式から予想される地震の規模を求めると、「No.8 中禅寺湖北西の長さ8kmの断層」でマグニチュード6.3、「No.2 内ノ籠の長さ5kmの断層」でマグニチュード6.0と推定される。

鹿沼市周辺の活断層（活断層研究会編, 1991 より）

No.	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	断層の形態
1	古峯原西方	Ⅲ	B~C	[3]	北北東	鞍部列
2	内ノ籠	Ⅱ	B~C	5	北東、北北西	断層崖、断層露頭、分布不連続
8	中禅寺湖北西	Ⅱ	C	8	東西	低断層崖

〈注1〉「確実度」は、「Ⅰ」は確実な活断層、「Ⅱ」は活断層であると推定されるもの、「Ⅲ」は活断層の可能性のあるものである。

〈注2〉「活動度」は千年間の平均変異で、「A」が1m以上10m未満、「B」が0.1m以上1m未満、「C」が0.01m以上0.1m未満である。



鹿沼市周辺の活断層（「[新編]日本の活断層 分布図と資料 活断層研究会編, 1991」）

#### 4 気象

過去の降水量の極値をみると、過去最大の豪雨が発生しており、地球温暖化等の影響により、今後も同等以上の集中豪雨に対して注意が必要である。

アメダス鹿沼の最大日降水量の極値（1976年～2025年）

順位	最大日降水量	年月日	鹿沼市の被害の概要	備考
1位	370.0 mm	2019年10月12日	死者2名 等 被害多数	令和元年東日本台風 累積雨量 375.5 mm
2位	325.5 mm	2015年9月9日	土砂災害による死者 1名 等 被害多数	関東・東北豪雨 累積雨量 507 mm
3位	181.5 mm	2011年9月21日	床上床下浸水被害 河川被害 101箇所 等	台風15号 累積雨量 231mm
4位	177.5 mm	2012年5月3日	林道、堰の被害等	大雨 累積雨量 199mm
5位	158 mm	1998年8月30日	床上床下浸水被害 崖崩れ 10箇所 等	大雨 累積雨量 377mm
6位	155 mm	1998年9月16日	堤防被害 32箇所 橋桁流出 1箇所 等	台風5号 累積雨量 176mm
7位	152 mm	1991年8月20日	床上床下浸水被害 堤防被害 17箇所等	台風12号 累積雨量 181mm
8位	152 mm	1990年8月10日	床下浸水被害 堤防被害 7箇所 等	台風11号 累積雨量 177mm
9位	150 mm	2015年7月16日	道路冠水 倒木、土砂崩れ 等	台風11号 累積雨量 150 mm
10位	149 mm	1982年9月12日	床下浸水被害 堤防被害 105箇所等	台風18号 累積雨量 218mm

アメダス鹿沼の最大時間降水量の極値（1976年～2025年）

順位	最大時間降水量	年月日	鹿沼市の被害の概要	備考
1位	99 mm	2013年7月27日	床上床下浸水被害 土砂崩れ 15箇所	集中豪雨 累積雨量 126.5mm
2位	87 mm	2005年7月15日	床上床下浸水被害 土砂崩れ 1箇所	集中豪雨 累積雨量 111mm
3位	79 mm	2012年9月3日	—	集中豪雨 累積雨量 81mm
4位	71.5 mm	2016年8月4日	—	集中豪雨 累積雨量 74.5 mm
5位	70.0mm	2019年6月18日	—	集中豪雨 累積雨量 88.5 mm
6位	69 mm	2001年8月27日	床下浸水被害 土砂崩れ 1箇所 等	集中豪雨 累積雨量 141mm
7位	67 mm	2008年8月16日	床上床下浸水被害 路肩法面の崩壊 15件	集中豪雨 累積雨量 128mm
8位	67 mm	2007年8月5日	落雷による停電	集中豪雨 累積雨量 74mm
9位	65.5 mm	2024年8月26日	床下浸水被害等	集中豪雨 累積雨量 94.5mm
10位	62 mm	1984年7月25日	—	集中豪雨 累積雨量 68mm

## 第2 社会条件

資料編 | 巻末図7 緊急輸送道路・防災拠点分布図

### 1 人口動態

#### (1) 人口・世帯数

令和2年(2020)年の国勢調査によると、鹿沼市域の人口は約9万4千人、世帯数は約3万6千世帯である。

統計上の人口は減少傾向、また世帯数は増加傾向にある。これらは、少子化や核家族化によるものと考えられるが、さらにその原因としては、宇都宮市へのベッドタウン化の傾向が強まった可能性も考えられる。

#### (2) 年齢別人口

鹿沼市の年齢別人口の割合は、0～14歳が11.7%、65歳以上が30.3%で全国平均と同水準である。

#### (3) 外国人

鹿沼市に住民登録のある外国人は約1,900人で、ベトナム、インドネシア、中国、フィリピン、パキスタン国籍の外国人が多く在住している。

日本語を解さない外国人は災害時に避難困難となるおそれがあるため、英語、中国語、ベトナム語等の外国語のほか、「やさしい日本語」による災害対応が必要である。

### 2 土地・建物等の現況

#### (1) 土地利用

市域では山林が半分以上を占め、地形分類上も山地・丘陵の占める割合は約7割であり、市域の大半は中山間地である。

一方で、建物は、谷底平野や川沿いの平地に建設されているものが大半であるため、豪雨時には浸水被害や土砂災害の影響を受けやすい状況にある。

#### (2) 交通

##### ア 道路

市の中・西部では、西北から南東へ斜めに下る黒川、大芦川、荒井川、南摩川、栗野川、思川、永野川に沿って県道や主要地方道があり、それらの道路を、峠を越えて結ぶ道路は数少ない。

市の東部では、市役所付近を中心に、主に南北、東部、南東部に一般国道が伸びる。

また、市の南東部では、東北縦貫自動車道、主要地方道宇都宮楡木線及び国道293号が伸び、鹿沼インターチェンジ付近は、広域輸送拠点としての機能確保が期待される。

なお、県が指定する緊急輸送道路は、巻末図7のとおりである。

##### イ 鉄道

市の中心部を南北に通る東武日光線は市内に5つの駅があり、このうち特急停車駅である新鹿沼駅は年間旅客乗車人員が約54万人で、一日あたり平均1,500人程度と予想される。その他の駅の年間旅客乗車人員は、1万人～8万人程度で、1日あたり平均数百人程度と推

定される。また、市の東部から中北部を通るJR日光線は鹿沼駅のみで、年間旅客乗車人員は約67万人で、1日当たり平均1,800人程度と推定される。

災害によりこれらの鉄道が長時間ストップした場合には、これらの旅客が帰宅困難となって市内に滞留する可能性がある。また、日光や鬼怒川温泉に向かう特急列車が市内を通過中に災害で停止した場合には、東京方面等への帰宅困難者が数百人規模で発生する可能性がある。

### (3) 産業

市内で最も事業所数が多い分野は第三次産業で、約6割強を占める。ただし、従業員数では第二次産業と第三次産業が共に約5割である。第一次産業は、事業所、従業員数ともに全体の1%以下である。栗野地域では第二次産業の従事者数が多く、鹿沼地域では第三次産業の従事者数が多い。

地区別の従業者数では、工業団地のある市南東部が多く、茂呂、さつき町、上石川、流通センターを合計すると約15,000人に上る。ただし、これらの地区の従業者の通勤手段はマイカーが多数と考えられ、帰宅困難となる可能性は低い。

### (4) 建物

令和5年度住宅・土地統計調査によると、市内の家屋は、木造が約3万棟、非木造が約6千棟であり、およそ8割が木造家屋である。

耐震性の目安となる建築年代では、木造の約2割、非木造の約1割が昭和55年以前で、約8千棟が現行の耐震設計基準を満たしていない可能性がある。

昭和56年以降建築の家屋割合が多い地区は、松原1~4丁目や坂田山1~4丁目、西茂呂1~4丁目、栄町1~3丁目などの新興住宅地である。逆に、昭和55年以前建築の割合が高い地区は、市の中心部及び西部の山間地である。

## 第3 災害履歴

### 資料編 (資料)-4 近年の主な災害一覧表

#### 1 地震災害

過去に鹿沼市域に大きな被害を与えた地震としては、1949年(昭和24)12月26日に今市西部の鶏鳴山付近を震源とするマグニチュード6.2及び6.4の「今市地震」で、今市市内を中心に大きな被害があった。

また、それ以外では、1996(平成8)年12月21日にマグニチュード5.6の茨城県南部地震、2011(平成23)年3月11日に本州の三陸沖でマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。

##### (1) 今市地震

今市地震は、1949(昭和24)年12月26日の午前8時17分と8時24分に連続して発生した。震源は共に極めて浅く、地震の規模を示すマグニチュードは6.2と6.4で、震央の位置は、両者ともに旧今市市と旧日光市の境の鶏鳴山付近である。

この地震により、震源付近では土砂崩れが多発し、泥流等が発生したほか、現在の日光市を中心として大きな被害が発生した。しかし、倒壊家屋が多かったわりには火災は発生しなかつ

た。現鹿沼市に属する旧板荷村と旧大芦村の2村の被害合計は、住家被害18戸（全壊4戸（西大芦村のみ）、半壊14戸）、非住家被害114棟（全壊43棟、半壊71棟）、死者1名（西大芦村草久で住居倒壊による圧死）で、両村ともに土木、農業関係の被害も大きかった。

土砂崩れは、震源に近い行川流域を始め、黒川、大芦川流域などで大規模に発生した。また、現日光市室瀬付近の千本木丘陵北東斜面や、行川流域の室瀬行川付近、長畑付近では大・小規模の土砂崩れが多数発生し、特に行川右岸の山腹斜面の崩れは規模が大きく、その土砂の一部は泥流となり行川の河道を横断し流下するものがあった。市内でも、大芦川沿いの数ヶ所で土砂崩れが発生した。

## (2) 茨城県南部地震

1996（平成8）年12月21日午前10時29分に茨城県南部（深さ53km）でマグニチュード5.6の地震が発生し、日光市中宮祠、今市市瀬川、益子町益子で震度5弱、宇都宮市明保野町、足利市名草上町、栃木市旭町で震度4、大田原市黒羽田町、那須塩原市藁沼、那須烏山市中央で震度3を観測した。

鹿沼市域では、内・外壁破損、屋根損壊、ガラス破損などの破壊や落下等36件の被害が報告されている。また、市内さつき町の住友電気工業内で落下物により1人が軽傷を負った。

## (3) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011（平成23）年3月11日午後2時46分に、本州の三陸沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、広い範囲が震度6以上の強震に襲われ、その後、沿岸部を大津波が繰り返し襲った。

これにより、東日本の各地で地震によるライフラインや輸送ルート为社会基盤が被害を受けたほか、大津波に襲われた約500kmにわたる太平洋沿岸の各地では、丸ごと流失する市街地や集落が発生するなどの甚大な被害が発生した。

さらに、東京から約200km北に位置し、福島県双葉郡の大熊町と双葉町にまたがる地域に所在する福島第一原子力発電所では、大津波によって電気系統を破壊されてすべての冷却機能を失い、原子炉建屋が破壊して放射性物質が漏出し、半径20km圏内の全住民と20～30km圏の大半の住民が避難するという深刻な事態をもたらした。鹿沼市内にも福島県からの避難者が相次ぎ、飯舘村からの集団避難者も受入れた。

2017（平成29）年9月1日現在の総務省消防庁のまとめでは、死者19,575人、行方不明者は2,577人、負傷者6,230人の人的被害、全壊121,776戸、半壊280,326戸の住家被害が発生している。

栃木県でも宇都宮市、真岡市など5市町で震度6強が観測されたほか、那須塩原市など5市町で震度6弱が、鹿沼市など13市町で震度5強が観測され、令和4年3月1日現在で県がまとめた被害状況は、死者4人、負傷者133人、住家の全壊が261棟、半壊2,118棟、一部損壊が74,173棟となっており、このうち鹿沼市における被害は、負傷者4人、住家の半壊9棟、一部損壊1,350棟である。

## 2 風水害

栃木県の水害は主に台風によって引き起こされてきた。本市が大きな被害を受けた水害は1902年（明治35年）の足尾台風と1947年（昭和22年）のカスリーン台風があげられる。

足尾台風では、宇都宮で9月25日から28日の総雨量が121.7mm、同じく足尾で315.1mmを

記録し、旧鹿沼市域で死者 41 名、家屋全壊 813 戸、流出家屋 49 戸の被害が発生した。

カスリーン台風では、宇都宮で 9 月 10～15 日の総雨量が 315.3mm に達し、旧鹿沼市域で死者 9 名、流失家屋 34 戸、浸水家屋 400 戸の被害が発生した。

カスリーン台風以降は治水技術の向上とともに、多くの人命が失われる風水害は発生していないが、市内の山間部では洪水や土砂災害、市街地では内水はん濫が、度々発生している。また、2013 年（平成 25 年）7 月 27 日に市内中央部が、最大時間降水量 99mm の局地的大雨に見舞われた際は、花岡町、加園、野尻、上南摩町などで土砂崩れが、市街地では小藪川がいつ水し床上浸水 49 戸、床下浸水 138 戸の浸水被害等が発生した。

これらの水害・土砂災害による被害の程度と雨量の関係をみると、次の傾向がみられる。

- ・時間雨量 10mm 以上で床下浸水等が発生。栗野地域では土砂災害が発生
- ・時間雨量 20mm 以上、累積雨量 100mm 程度以上で床上浸水や土砂災害が発生。

※雨量観測値は、アメダス鹿沼、アメダス方塞山（現在は廃止）による。

2015 年（平成 27 年）9 月、台風 18 号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響により、「関東・東北豪雨」が発生した。

降り始めの 9 月 7 日 18 時から 11 日 6 時までの総降水量は、鹿沼市見野地内に設置されているアメダスによると 507 ミリを記録し、関東地方初となる「大雨特別警報」が栃木県に発表され、9 月の平均総雨量の 2 倍を超える量がこの期間に集中した。

死者 1 名、重傷者 1 名、全壊家屋 8 棟、半壊家屋 12 棟、床上浸水 279 棟、床下浸水 761 棟（いずれも平成 28 年 2 月 1 日現在）という、大きな被害を受けた。

2019 年（令和元年）10 月、静岡県伊豆半島付近に上陸した台風 19 号（令和元年東日本台風）は、関東地方と福島県を縦断し、広い範囲で大雨、暴風となった。

降り始めの 10 月 11 日 00 時から 13 日 9 時までの総降水量は、鹿沼市見野地内に設置されているアメダスによると 375.5 ミリを記録し、「大雨特別警報」が発表されるなど、最大日雨量の極値を更新した。

死者 2 名、重傷者 1 名、全壊家屋 9 棟、半壊家屋 77 棟、一部損壊 573 棟（うち床上浸水 299 棟、床下浸水 333 棟、いずれも令和 2 年 10 月 1 日現在）という、大きな被害を受けた。

### 3 竜巻等被害

2013 年（平成 25 年）9 月 4 日には北犬飼地区において竜巻が発生し、人命に関わる被害の発生には至らなかったが、住家 21 棟、非住家 59 棟が被害を受け、翌 2014 年（平成 26 年）8 月 10 日には南押原地区等において台風 8 号に伴う竜巻が発生し、軽傷 1 名、住家 49 棟、非住家 63 棟が被害を受けた。

## 第4節 被害想定等

### 第1 地震被害想定

資料編 (資料)-7 県内市町の直下に震源 (M6.9) を想定した地震被害 (栃木県平成26年作成資料から)

本想定は、今市地震 (マグニチュード6.4) と栃木県が平成26年度に想定した鹿沼市の直下に震源を想定した地震 (マグニチュード6.9) の被害想定を参考にした。この想定は、被害が最も大きくなる冬場を想定したもので、3,000棟以上の家屋が全壊、9,000棟以上の家屋が半壊、数千人以上の市民が避難所生活を強いられる可能性がある。

鹿沼市域の地震被害予測量

算定項目		想定地震	鹿沼市の直下に震源を想定した地震	今市地震
家屋	全壊	地震動	3,188棟	40棟
		液状化	59棟	-
		土砂災害	10棟	-
	半壊	地震動	8,978棟	-
		液状化	113棟	-
		土砂災害	23棟	-
	延焼による焼失		62棟	0棟
総計		12,433棟	40棟	
人的被害	死者数	202人	-	
	負傷者数	2,403人	-	
	避難所生活者	7,497人	30人	
震災廃棄物	可燃性がれき	80,000ト	600ト	
	不燃性がれき	275,000ト	2,000ト	

### 第2 災害危険箇所

資料編 (資料)-9 洪水浸水想定区域図  
 (資料)-37 土砂災害警戒区域等一覧表  
 (資料)-54 山地災害危険地区一覧表

#### 1 土砂災害警戒区域等

市内には、土砂災害警戒区域が1,179箇所、土砂災害特別警戒区域が1,103箇所指定されている。また、治山事業等の基礎調査で把握されている山地災害危険地区 (山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区) が700箇所以上分布する。

##### (1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

##### (2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、(1)の措置に加え、特定の開発行為に対する許

可制、建築物の構造規制が行われる。

### (3) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家が 1 戸以上（人家が無くても、開発の可能性のある箇所を含む）に被害を生じる恐れがある箇所である。

人家の数が 5 戸以上又は 5 戸未満でも公共施設のある箇所を区分Ⅰ、人家の数が 1～4 戸の箇所を区分Ⅱ、人家等がないが、将来的に人家等の立地が予想される土地がある箇所を区分Ⅲと定義している。

市内には、区分Ⅰが 96 箇所、区分Ⅱが 447 箇所、区分Ⅲが 113 箇所ある。それらの多くは、西部の山間地を流下する河川沿いの山麓斜面に分布する。また、御成橋町から上奈良部町にかけての黒川左岸の段丘崖には、約 5.5km の区間に連続的に分布している。

### (4) 土砂災害警戒区域（土石流）

土石流の発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家が無くても、開発の可能性のある箇所を含む）に被害を生じる恐れがある溪流である。

保全人家が 5 戸以上又は 5 戸未満でも公共施設のある溪流を区分Ⅰ、保全人家が 1～4 戸の溪流を区分Ⅱ、人家等がないが、将来的に人家等の立地が予想される土地がある溪流を区分Ⅲと定義している。

市西部を中心に、区分Ⅰが 171 箇所、区分Ⅱが 281 箇所、区分Ⅲが 68 箇所ある。それらの多くは、西部の山間地を流下する河川の支溪流である。また、黒川と大芦川に挟まれた丘陵地にも約 10 箇所分布する。

### (5) 土砂災害警戒区域（地すべり）

土地の一部が地下水等に起因して緩慢にすべる、もしくは移動する現象である。崖崩れが急斜面の一部が瞬間的に崩れ落ちることを指していることに対して、地すべりは、緩斜面が広い範囲に渡って比較的ゆっくりと動く現象である。地すべり危険箇所とは現在地すべりを起こしている地域及び地すべりを起こす可能性が極めて高い地域である。

市内に 3 箇所あり、大芦川の中～上流域に 3 箇所ある。

### (6) 山腹崩壊危険地区

地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区である。

市内に 345 箇所あり、概ね急傾斜地崩壊危険箇所と同様に分布する。

### (7) 崩壊土砂流出危険地区

地形（傾斜、土層深、溪流勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流等となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区である。

市内に 417 箇所あり、概ね土石流危険溪流と同様に分布する。

## (8) 地すべり危険地区

地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区である。

粟野川と思川の上流に、各1箇所ある。

## 2 洪水浸水想定区域等

### (1) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川である黒川（行川合流点より下流）及び思川（大芦川合流点より下流）については、平成20年に黒川、平成19年に思川の浸水想定区域が指定された。

その後、平成29年12月に両河川の洪水浸水想定区域図が栃木県により告示された。洪水浸水想定区域図には、これまでの想定によるもの（計画規模）のほかに、想定最大規模降雨による浸水が発生した際の水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が示された。

### (2) 浸水リスク想定図

平成30年7月豪雨において、中小河川での被害が顕著であったことから、「地域の水害危険性周知に関するガイドライン」が改定され、栃木県では、洪水予報河川及び水位周知河川ではない河川についての水害リスク情報として、「浸水リスク想定図」を令和2年度から令和4年度にかけて作成した。

### (3) 水防法改正に基づく洪水浸水想定区域の指定拡大

令和3年に水防法が改正され、沿川に住宅、要配慮者利用施設等の防護対象がある河川も洪水浸水想定区域の指定対象とするとされた。

浸水リスク想定図については、栃木県が水防法に基づく指定・公表を行い、公表後は洪水浸水想定区域図として扱うこととした。

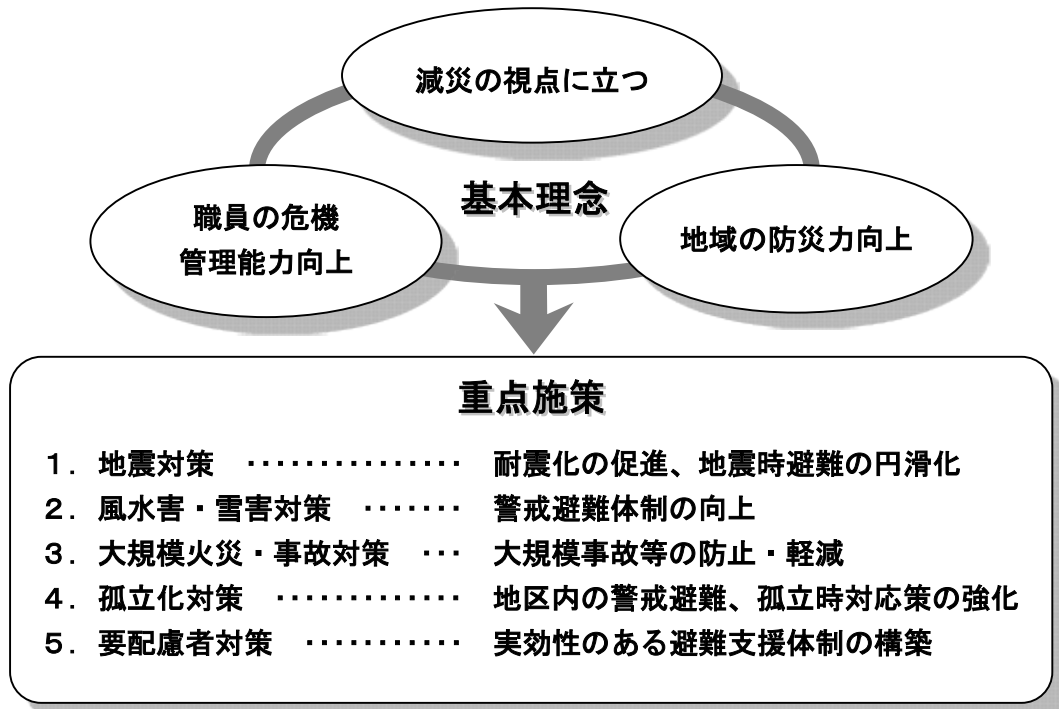
令和4年5月、武子川（上流）、宮入川の洪水浸水想定区域図が告示された。

令和5年5月、思川（上流）、武子川（下流）、赤川、黒川（日光）、西武子川、行川、長畑川、小藪川、大芦川（上流及び下流）、荒井川、東大芦川、粟野川、永野川の洪水浸水想定区域図が告示された。このうち、赤川、長畑川、大芦川（上流）、東大芦川を除く河川については、令和5年3月に改訂した「鹿沼市防災ハザードマップ」に反映した。

令和6年4月、西沢川の洪水浸水想定区域図が告示された。

## 第5節 防災ビジョン

鹿沼市の地域特性や災害環境を踏まえて、地域防災計画の策定及び運用の基本理念、重点施策を次の通り定める。



### 第1 基本理念

#### 1 減災の視点に立つ

災害の発生や被害をゼロにすることは困難である。したがって、少しでも被害を小さくすることを旨とする減災の考え方で、防災対策を一步一步進めることとする。

#### 2 職員の危機管理能力向上

市民等の自助・共助を促進するには、まずは公助の災害対応能力を最大限に発揮できることが前提となる。このため、市をはじめとする関係機関は、防災教育や訓練に積極的に取り組み、職員等の危機管理能力を向上させるものとする。

#### 3 地域の防災力向上

大規模な災害により、防災関係機関の災害対応能力を超える事態を想定し、住民一人ひとり、自治会等が身の安全を第一としつつも、積極的に災害に対処することを原則とし、地域の力を蓄えるとともに、関係機関との連携を図っておく必要がある。

## 第2 重点施策

### 1 地震対策

令和7年の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の改正により、国は住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することとした。また、平成19年の地震防災対策特別措置法の改正により、地震防災マップの作成・周知が市に義務付けられ、地震の危険性や地震時の避難対策等を住民に周知することとなった。

特定行政庁である本市もこれを受けて、平成21年に耐震改修促進計画を、平成28年に耐震改修促進計画二期計画を、令和3年に耐震改修促進計画三期計画を策定し、市内の建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、地震防災マップを作成し、住宅の耐震化の促進、地震時の避難の円滑化を図る。

地震被害の想定について、国は首都直下地震の被害想定を平成23年度に、栃木県は県庁直下型地震及び県内市町直下型の被害想定調査を平成26年度に行っている。本市では、これらの調査結果を踏まえ地震被害想定を必要に応じ見直していく。

### 2 風水害・雪害対策

近年、全国的に豪雨災害、豪雪災害が頻発し、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）が改正され、危険区域の住民等の円滑な避難体制の確保等が義務付けられた。

本市もこれを受けて、洪水や土砂災害のハザードマップを適宜改訂し、警戒・避難体制の向上を図る。

### 3 大規模火災・事故対策

市内の西側には山林が多く存在し、林野火災が発生した場合には、状況によっては大規模な被害が発生する。

また、市内には、東京方面と日光等の観光地を結ぶ高速道路、鉄道があり、これらの施設で事故が発生した場合には、状況によっては大規模な被害が発生する可能性もある。

このため、大規模な被害を想定した対応策、また、大規模な事故等の防止、被害の軽減を図る対策を推進する。

### 4 孤立化対策

栃木県は、令和6年度に鹿沼市の77の農業集落が土砂災害によって道路等が寸断し、孤立するおそれがある「孤立可能性集落」であることを公表した。これらの備えとして、地区内での早めの警戒避難を確保し、孤立時の対応策を充実させる。

### 5 災害時における要配慮者対策

本市は、少子化や核家族化によると考えられる人口減少や世帯数増加の傾向があり、コミュニティの弱体化が懸念される。また、65歳以上の人口割合は、市全体で30%を超え、超高齢社会となっている。

災害で被災する可能性が高い高齢者や障害者等の要配慮者を、円滑に避難させるには、社会

福祉協議会や民生委員だけでは困難であるため、福祉関係者、自治会、近隣住民等が連携して、実効性のある避難支援体制を構築していく。